四、渡島開発株式会社に対する件

昭和四十三年(排)第四十一号

排除命令

北海道函館市大森町十九番十四号
渡島開発株式会社
代表取締役　杉浦和弘

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、渡島開発株式会社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和三十七年公正取引委員会告示第五号)第一項の規定に違反して、景品類を提供してはならない。

二、同社は、今後、一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、その旨を当委員会に、あらかじめ、届け出なければならない。

三、同社は、昭和四十三年一月一日から四月九日までの間、「音のビクター製品百万円が当る夢のプレゼントセール」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供

に関する事項の制限」に違反したものである旨およびこのような行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

四、同社は、前項によつて行なつた公示について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

渡島開発株式会社は、肩書地に事務所を置き、宅地建物取引業法に基づいて北海道知事の免許を受けて宅地建物取引業を、また建設業法に基づいて同知事の登録を受けて建設業を営む事業者である。同社は、昭和四十三年一月一日から四月九日までの間、「音のビクター製品百万円が当る夢のプレゼントセール」と称して懸賞による景品類の提供を行ない、同社が取引しようとする住宅用地について売買契約（一区画最低販売価格約六十万円）を締結した者および同社と住宅建設工事の請負契約（一棟最低請負代金約百万円）を締結した者に対し抽せん券を与え、四月十日に抽せん会を開いて、特賞ビクターカラーテレビ十九インチ（現金正価十八万三千円）一本、一等ビクターセパレーツステレオ（現金正価七万三千円）一本、二等ビクターパーソナルテレビ九インチ（現金正価三万九千八百円）一本その他の景品類を提供した。

しかるに、当該懸賞により提供した特賞および一等の景品類の価額は、制限額五万円をこえるものである。

法の適用

前記事実によれば、渡島開発株式会社の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十三年六月二十七日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子